

広島県告示第九百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十一年十二月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道庄原東城線	庄原市本村町字押入谷二二〇五番一地从先から 庄原市東城町帝釈始終字唐松山二三三番一地从先まで	平成二十二年二月二十九日